入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)

	ページ数
1	入札公告1~2
2	入札説明書3~7
3	入札書等様式8~19
4	仕様書20~26
5	契約書案

- ※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係書類受領書」を必ず ご提出ください。
- ※2 各様式の元データ (エクセル・ワード) の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

 $\mp 730 - 8538$

広島県広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 広島合同庁舎 2 号館 5 階 広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 山本 竜冬

電話番号: 082-221-9241 MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月18日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

- 1 調達内容
- (1) 件名

令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は総価を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 競争参加資格
- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐 人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理 由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、 国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の 滞納がないこと。(直近2年間の保険料の滞納がないこと。)
- (5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7)入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
 - *厚生労働省所管法令(労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法)
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒730-8538広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階 広島労働局総務部総務課会計第二係 山本

電話082-221-9241

広島労働局ホームページ (http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/)

- →「調達・売払情報」→「入札情報」→「物品の購入」
- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

令和6年12月18日(水)から令和7年1月16日(木)まで

広島労働局ホームページ (http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/)

- →「調達・売払情報」→「入札情報」→「物品の購入」
- (3) 入札書の受領期限

令和7年1月21日(火) 10時50分

(4) 開札の日時及び場所

日時:令和7年1月21日(火) 11時00分

場所:広島労働局総務部総務課内

4 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用した入開札手続により実施するものとする。

応札する者は、原則、電子入札によること。ただし、紙による入札書の提出も可とする。

なお、上記3(3)及び(4)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生 した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。なお、契約書の締結は、原則、電子契約によることとする。

(5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低 価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約締結について

契約締結日(履行期間又は契約期間の初日)までに政府予算案(暫定予算を含む。)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。

(7) 手続における交渉の有無

無。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)の入札については、 この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)

(2)数量・規格等 仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は総価を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもっ て落札価格とするので、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問 わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を同封すること。電子入札の場合も、電子データにより入札内訳書を添付すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

応札する者は、原則、電子調達システムを使用して入札すること。

ただし、電子調達システムによりがたい者は、当局に書面により申し出た場合に限り、紙入 札方式に変更することができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は、認められない。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐 人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理 由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」におい

て、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、 国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の 滞納がないこと。(直近2年間の保険料の滞納がないこと。)
- (5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7)入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
 - *厚生労働省所管法令(労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法)
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者を雇用し、又は、障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- 5 入札に関する質問
- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面(様式は任意)により提出すること。
 - ア 提出期限

令和6年1月26日(金) 17時00分

イ 提出場所

広島市中区上八丁堀6番30号

広島労働局総務部総務課会計第二係 山本

電話番号:082-221-9241

メールアドレス: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

ウ 提出方法

郵送、持参又はメールによって提出すること。

- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、随時メールにより 通知する。
- 6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、広島労働局ホームページから仕様書を入手すること。

仕様書を入手した場合は、必ず入札関係書類受領書を提出すること。

(1)入札参加届等書類(証明書等)の提出期限 令和7年1月20日(月) 12時00分

(2) 提出書類

ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。

- (ア)入札様式1「入札参加届(兼自己申告書)」
- (イ) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写
- (ウ)入札様式2「暴力団等に該当しない旨の誓約書」及び役員名簿

イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。 入札様式3「電子入札案件の紙入札方式での参加について」

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

電子調達システムのURL

政府電子調達システム https://www.geps.go.jp/

上記(2)に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより 送信すること。

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)により、上記5 (1) イの 場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和7年1月21日(火) 10時50分

(2) 提出書類

ア 入札様式4「入札書」(紙入札による場合のみ)

イ 入札内訳書 (様式は任意とし、入札様式に添付しているものを使用してもよい。)

ウ 入札様式5「委任に関する届出書」(紙入札で代理人により入札する場合のみ)

(3) 提出方法及び提出場所

上記6(3)と同様とする。

8 落札者の決定方法

調達予定品が本案件仕様書に定める要件を全て満たした上で、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 9 開札の日時及び場所
- (1) 開札日時

令和7年1月21日(火) 11時00分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

10 入札の辞退

上記6により入札への参加を表明した後に辞退する場合は、入札様式6「辞退届」を提出すること。

提出方法及び提出場所は、上記6(3)と同様とする。

11 その他

(1)入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 入札書に記載する金額は、仕様書別紙1「調達物品一覧」に指定の調達品を、「調達見

込数」の数を満たすだけ納入した場合にかかる金額の総計とする。その際、運送費等の諸 経費は、個々の調達品の単価に含めて算出すること。

- イ 入札者は、提出した入札書を引換え、変更し、又は取消すことはできない。
- ウ 理由の如何によらず、入札書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札 に参加することはできない。
- エ 次に該当する場合の入札は、無効とする。
- (ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札
- (イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書
- (ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (エ) 本注意事項の各号に反する入札
- (オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合
- (カ)上記6(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書
- オ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、直ちに 電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。
- カ 電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておく こととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。
- (3) 仕様書の手交を受けるに当たっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。なお、契約書の押印は、省略ができないので留意すること。

- ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約 金を徴取する場合があり得ること。
- (5) 契約締結について

契約締結日(履行期間又は契約期間の初日)までに政府予算案(暫定予算を含む。)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。

- (6) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む。)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- 12 入札等の問合せ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階 広島労働局総務部総務課会計第二係 山本

電話番号:082-221-9241

メールアドレス:hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠 にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、<u>仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各</u>種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 広島合同庁舎 2 号館 5 階 広島労働局総務部総務課 会計第 2 係 山本

MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称 令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品) の調達(単価契約)

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日	
事業所	名称		
	所在地		
担当者	氏 名		
	電話番号		
	メールアドレス		
参加入札方式 (予定)		□電子調達システム (いずれかにチェック) □紙入札	

入札参加届(兼自己申告書)【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿

届出人 住 所 名 称 入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。

【届出事項】

- 1 入札件名 令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
- (1) 令和4,5,6年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)における等級「物品の製造・物品の販売・ 役務の提供等」」

() 等級

- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい・いいえ
- (3) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、 国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の 滞納がない。(直近2年間の保険料滞納がない。) はい・いいえ
- (4)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる。 はい・いいえ
- (5)入札参加届等書類(証明書等)及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ
- (6)入札公告の日から開札の時までの期間に、厚生労働省からの指名停止期間中ではなく、 また入札参加届等書類(証明書)の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省 違反による行政処分等の対象となってはいない。 はい ・ いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者 又は精神障害者を雇用していること、または障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況 の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ

【添付書類】

- ・令和4,5,6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」の資格の写し
- ・入札様式2「暴力団等に該当しない旨の誓約書」

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議 は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名

代表者名

- ※ 個人の場合は生年月日を記載すること。
- ※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる(別添)資料を添付すること。

法人(個人)名:

役職名	フリガナ 氏名	生年月日

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿

住所 商号又は名称 代表者職氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記の入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

- 1 入札案件名 令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書(全省庁 統一資格)の「業者コード」 を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特 段ない場合には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先〒	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿

 入札者
 住
 所名

 名
 称

 入札者名

 (代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 ^{令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製} 品)の調達(単価契約)

入札金額¥

但し、消費税は除く。

※ 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格の(全省庁統一資格)「物品の販売」の資格を有する者以外(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

電子くじ		
番号		
(3桁)		

※ 任意の番号を記載すること。

なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

入札内訳書

令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿

入 札 者 住 所 名 称 入札者名 (代理人名)

番号	品名	商品名	品番	対応 機種	調達 見込数	単価 (税抜)	金額 (税抜)
1	トナーカートリッジ	リコートナーカートリッシ゛タイフ゜ 5	614605	RIFAX MLシリース゛	1		
2	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー ブラック C310H	308500		1		
3	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー シアン C310H	308501		1		
4	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー マゼンタ C310H	308502	IPSiO SP C342/C341	1		
5	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー イエロー C310H	308503		1		
6	廃トナーボトル	IPSiO SP 廃トナーボトル C310	515284		1		
7	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー ブラック C710	515292		1		
8	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー シアン C710	515289	IPSiO SP C710/C720シリーズ	1		
9	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー マゼンタ C710	515290		1		
10	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー イエロー C710	515291		1		
11	ドラムユニット	IPSi0 SP ドラムユニット ブラック C710	515296		1		
12	ドラムユニット	IPSi0 SP ドラムユニット カラー C710	515308		1		
13	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー ブ・ラック C740H	600584		43		
14	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー シアン C740H	600585		16		
15	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー マゼンタ C740H	600586	IPSiO SP	16		
16	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー イエロー C740H	600587	C740	16		
17	ドラムユニット	RICOH SP ドラムユニット ブラック C740	512767		13		
18	ドラムユニット	RICOH SP ト・ラムユニット カラー C740	512768		7		
19	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー4500	600545	RICOH SP	7		
20	ドラムユニット	RICOH SP ドラムユニット4500	512560	4510SF	3		
21	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー8400	600652	IPSiO SP	5		
22	ドラムユニット	IPSiO SP ドラムユニット8400	513721	8400シリース゛	3		
						合計	-

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿

届出人 住 所

名 称

入札有資格者氏名

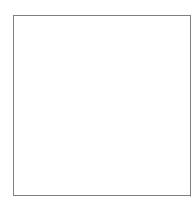
私は、広島労働局が行う入札に関して、『 定め、下記のとおり委任します。 』を代理人と

記

- 1 委任事項
 - (1) 入札書の記入に関する事項
 - (2) 入札書の提出に関する事項
 - (3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項
- 2 委任案件

「令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)」の 入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑(入札書の押印を<u>省略する</u>場合は不要)



辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿

住所 会社名 届出者氏名

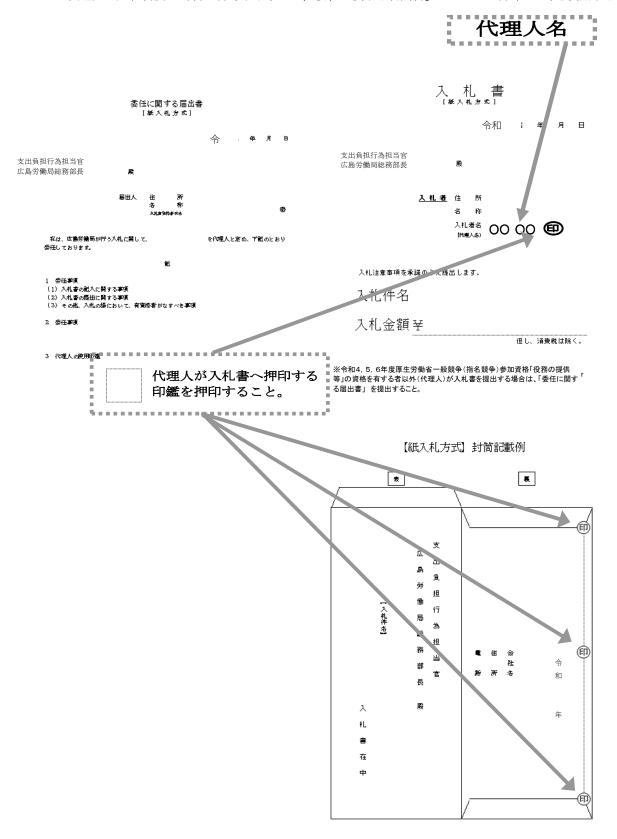
下記の入札案件について参加を届け出ましたが、辞退いたします。

記

- 1 案件名 令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約
- 2 辞退理由

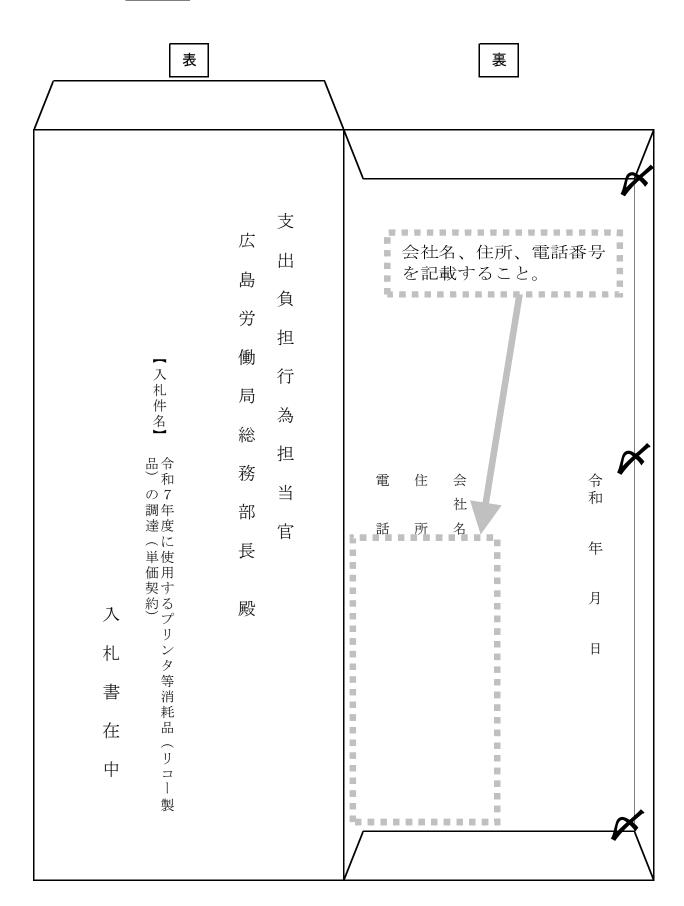
代理人による入札の場合の注意(入札書の押印を省略しない場合)

- 1 令和04·05·06年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」の資格を有する者以外(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- 2 代理人が入札書及び封書へ押印する印鑑は、「委任に関する届出書」の3において押印した印を使用するこ。



封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「〆」を記入してください。 入札書の押印を<u>省略しない</u>場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。



仕 様 書

令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)

広島労働局総務部総務課

- 1 調達物品 別紙1のとおり。
- 2 納入場所 別紙2のとおり。
- 3 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日(火)までとする。
- 4 発注及び履行期限について
- (1) 定期発注

発注は、原則として四半期ごとに行う(以下「定期発注」という。)。 定期発注における発注及び履行の期限は、別紙3のとおり。

(2) 随時発注

上記(1)の定期発注以外にも必要が生じた都度、随時で発注できるものとし(以下「随時発注」という。)、この場合は発注した日から30日後(30日目が閉庁日の場合は、翌開庁日)を履行期限とする。

(3) その他

履行期限に関わらず、可能な限り速やかに納入すること。

また、当局及び納入場所担当者から早期の納入希望があった場合、可能な限り要望に応じられるよう配慮すること。

5 発注方法

定期発注・随時発注共に、発注内容を記載したデータ(書面)をメール又は郵送により送付する。

- 6 納入時の注意事項
- (1) 広島合同庁舎(広島市中区上八丁堀6-30)内の各官署に納入する際、トラック等の大型 車両を用いる場合は、搬入作業前日の12時までに、以下の項目を下記12に必ず報告すること。 当該報告を受けた後、車両の駐車場所を電話又はメールにより連絡するので、作業当日は指 定の場所に駐車すること。
 - ア 作業予定日時及び所要時間
 - イ 搬入業者の名称、連絡先
 - ウ 作業人数、作業責任者の名前
 - エ 搬入車両の種類、ナンバー、台数
 - オ 同一日時に広島合同庁舎内の他官庁でも搬入等の作業を予定している場合は、その官庁名
- (2) 遠距離等の理由により送付によって納入する場合は、納入日時の調整の連絡の際に送付となる旨を納入場所担当者に通知し、発送前に物品の検査を受け合格したことを確認した上で、下記7で指定する「納品書」を添付して送付すること。
- (3) 納品及び設置に当たっては、各納入場所担当者の指示に従い、必要に応じて床面、壁面やエレベーター等に養生を行い、建物等に損傷等がないようにすること。損害を与えた場合は、納品者の負担で原状復帰すること。

(4) 搬入時に生じる段ボール等の廃材は、持ち帰ること。

7 納品書

- (1)納品に当たっては、納入物品とともに「納品書」を上記2の納入場所ごとに交付し、検査を 受けること。
- (2) 納品書の様式は任意とするが、以下の内容を必ず記載すること。
 - ア 宛名「支出負担行為担当官 広島労働局総務部長」
 - イ 受注者の名称、所在地
 - ウ 案件名称「令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)」
 - 工 納品日
 - 才 納品場所
 - カ 納品品目及び数量

8 代金の請求及び支払い

(1) 各納入場所において納入品の検査を受け合格した後、速やかに下記12に支払請求書を提出すること。

支払いは、適法な支払請求書の受理から30日以内に行う。

支払方法は、銀行振込のみである。

- (2) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。
 - ア 宛名「官署支出官 広島労働局長」
 - イ 請求者の名称、所在地
 - ウ 案件名称「令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約) |
 - エ 請求金額及び内訳
 - オ 振込先の口座情報

9 入札書に記載する金額

入札に当たって入札書に記載する金額は、<u>別紙1に記載する「調達品」を「令和7年度購入見込数」だけ納入した場合に要する金額の総計</u>とし、運送費等の諸経費は、個々の調達品の単価に含めて算出すること。

また、入札金額の内訳書を添付すること。様式は任意とし、入札様式として添付しているもの を使用してもよい。なお、任意の様式とする場合は、全ての調達品の単価がわかるような記載と すること。

10 再委託について

(1) 当該業務の全部を第三者(子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に再委託することはできない。

ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には、当業務の一部を 再委託することができる。

(2) 当該業務の一部を再委託する場合は、契約書様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、 当局の承認を受けなければならない。

ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りでない。

(3) 再委託の相手方から、更に第三者に委託が行われる場合には、その旨を必ず報告し、履行体制の把握のために必要な提出書類について指示を仰ぐこと。

11 その他注意事項

- (1) 物品の納入までに要する全ての費用は、落札者の負担とする。
- (2) 別紙1に記載する「調達見込数」は、令和5年10月から令和6年9月までの発注実績等を 基に算出した年間発注見込数量であり、契約締結後における実際の発注数量を約するものでは ないため、留意すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、当局担当者の指示によること。 また、本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、その都度問い合わせること。

- (4) 落札者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- 12 仕様書に関する問合せ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課 担当:会計第2係 山本

電話: 082-221-9241 Eメール: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

調達物品一覧

番号	品名	商品名	品番	対応機種	調達 見込数
1	トナーカートリッジ	リコートナーカートリッシ゛タイフ゜ 5	614605	RIFAX MLシリース゛	1
2	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー ブラック C310H	308500		1
3	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー シアン C310H	308501		1
4	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー マゼンタ C310H	308502	IPSiO SP C342/C341	1
5	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー イエロー C310H	308503		1
6	廃トナーボトル	IPSiO SP 廃トナーボトル C310	515284		1
7	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー ブラック C710	515292		1
8	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー シアン C710	515289		1
9	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー マゼンタ C710	515290	IPSiO SP C710/C720	1
10	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー イエロー C710	515291	シリース゛	1
11	ドラムユニット	IPSi0 SP ドラムユニット ブラック C710	515296		1
12	ドラムユニット	IPSiO SP ドラムユニット カラー C710	515308		1
13	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー フ゛ラック C740H	600584		43
14	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー シアン C740H	600585		16
15	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー マセ゛ンタ C740H	600586	IPSiO SP	16
16	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー イエロー C740H	600587	C740	16
17	ドラムユニット	RICOH SP ドラムユニット ブラック C740	512767		13
18	ドラムユニット	RICOH SP ドラムユニット カラー C740	512768		7
19	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー4500	600545	RICOH SP	7
20	ドラムユニット	RICOH SP ドラムユニット4500	512560	4510SF	3
21	トナーカートリッジ	IPSi0 SP \+-8400	600652	IPSiO SP	5
22	ドラムユニット	IPSiO SP ドラムユニット8400	513721	8400シリース゛	3

納入場所一覧

請求区分	官署番号	官署名称	₹	所 在 地	電話番号
	1	広島労働局 総務部総務課	730-8538	広島市中区 上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	082-221-9241
	2	広島中央労働基準監督署	730-8528	広島市中区 上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階	082-221-2458
	3	呉労働基準監督署	737-0051	呉市中央3-9-15 呉地方合同庁舎5階	0823-22-0005
労働基準監督署	4	福山労働基準監督署	720-8503	福山市旭町1-7	084-916-3185
基準 監	5	三原労働基準監督署	723-0016	三原市宮沖2-13-20	0848-63-3939
督署	6	尾道労働基準監督署	722-0002	尾道市古浜町27-13	0848-22-4158
	7	三次労働基準監督署	728-0013	三次市十日市東1-9-9	0824-62-2104
	8	広島北労働基準監督署	731-0223	広島市安佐北区 可部南3-3-28	082-812-2115
	9	廿日市労働基準監督署	738-0024	廿日市市新宮1-15-40	0829-32-1155
	10	広島労働局 職業安定部	730-0013	広島市中区 八丁堀 5 - 7 広島KSビル4階	082-502-7831
	11	広島公共職業安定所	730-8513	広島市中区 上八丁堀8-2 広島清水ビル4階	082-223-8609 部門コート*51#
	12	広島西条公共職業安定所	739-0041	東広島市西条町寺家 6479-1	082-422-8609
	13	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	725-0026	竹原市中央 5 - 2 - 1 1	0846-22-8609
	14	呉公共職業安定所	737-8609	呉市西中央 1 - 5 - 2	0823-25-8609

	15	尾道公共職業安定所	722-0026	尾道市栗原西2-7-10	0848-23-8609
公	16	福山公共職業安定所	720-8609	福山市東桜町3-12	084-923-8609 部門コード51#
共職業	17	三原公共職業安定所	723-0004	三原市館町1-6-10	0848-64-8609
業安定	18	三次公共職業安定所	728-0013	三次市十日市東3-4-6	0824-62-8609
所	19	三次公共職業安定所 安芸高田出張所	731-0501	安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826-42-0605
	20	三次公共職業安定所 庄原出張所	727-0012	庄原市中本町1-20-1	0824-72-1197
	21	可部公共職業安定所	731-0223	広島市安佐北区 可部南3-3-36	082-815-8609
	22	府中公共職業安定所	726-0005	府中市府中町188-2	0847-43-8609
	23	広島東公共職業安定所	732-0051	広島市東区 光が丘13-7	082-264-8609 部門コート* 51#
	24	廿日市公共職業安定所	738-0033	廿日市市串戸4-9-32	0829-32-8609
	25	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	739-0614	大竹市白石1-18-16	0827-52-8609

発注及び履行期限

対象期間		発注期限	履行期限	
	4~6月分	令和7年4月4日(金)	令和7年5月30日(金)	
令和7年	7~9月分	令和7年6月30日(月)	令和7年8月29日(金)	
	10~12月分	令和7年9月30日(火)	令和7年11月28日(金)	
令和8年	1~3月分	令和7年12月26日(金)	令和8年2月27日 (金)	

契 約 書

- 1. 件 名 令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価 契約)
- 2. 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 3. 契約品目及び契約単価 別紙1のとおり
- 4. 履行場所及び履行期限 別紙2及び3のとおり
- 5. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)(以下「業務」という。)に関し、別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

別記

契約条項

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。 (費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用 は、乙の負担とする。

(納品)

第4条 乙は業務完了後、速やかに納品書を甲に提出する。

(検査)

第5条 甲は乙から納品書の提出を受けた後、速やかに検査を行うものとする。この場合において、乙の履行内容が甲の行う審査に合格しないときは、乙は甲の指示により現品の取り替え及び修正等の対応措置を講ずるものとする。その場合に発生する費用等は全て乙の負担とする。

(契約金額の支払)

- 第6条 乙は、甲の履行完了の確認を得た後、「官署支出官 広島労働局長」に対して支 払請求書を提出する。支払請求書は、発注の履行期限ごとに作成する。
- 2 官署支出官広島労働局長は、支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払う ものとする。
- 3 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由 を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受理し た日までの期間は前項の期間に算入しない。

(遅延利息)

第7条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき事由により前条に規定する代金の支払いを遅延した場合においては、支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部 若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保障 制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和 25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律 (平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(再委託)

- 第9条 乙は、当該契約業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に再委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満である場合に限り、業務の一部を再委託することができる。
- 2 乙は、当該契約業務の一部を再委託する場合には、様式1「再委託に係る承認申請書」 を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未 満の場合には、この限りではない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が 本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定 しなければならない。

3 再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)を変更する場合には、 前項ただし書きに該当する場合を除き、乙は、その旨を必ず甲に報告し、様式2「再委 託に係る変更承認申請書」を提出して承認を受けなければならない。

(履行体制)

- 第10条 乙は、再委託者からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、 当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3「履 行体制図」を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、様式3「履行体制図」に変更があるときは、速やかに様式4「履行体制図変更 届出書」を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合 については、届出を要しない。
- (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。) の名称のみの変 更
- (2) 事業参加者の住所のみの変更
- (3) 契約金額のみの変更
- 3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

- 第11条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0%の割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲

がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

- 第12条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を 完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得 なければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規 定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除すること ができる。
- 2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲はいつでも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、 契約金額の100分の10に相当する金額乙に納付させるものとする。
- 3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものではない。

(危険負担)

第14条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの 義務を免れるものとする。

(損害賠償)

- 第15条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、本契約の履行に着手後、第13条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。 (談合等の不正行為に係る解除)
- 第16条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、 本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3に

おいて読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第 198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起され たとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- (3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚 偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合 は除く。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、 送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを 甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合 には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第17条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の 2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による 排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命 令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同 法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第8 9条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、 本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 (行為要件に基づく契約解除)
- 第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと 認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等 (下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者 (再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契 約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないこと を確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに 当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしな ければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第22条 第13条第2項、第18条、第19条、第21条第2項、第25条及び第27 条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害 について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。 (不当介入に関する通報・報告)
- 第23条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」とい う。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとと もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要 な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第24条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政 処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省法令違反に係る契約解除)

- 第25条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省法令違反により行政処分を受け又は 送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用者が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省法令違反に係る違約金)

- 第26条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に 基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金 額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第27条 甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、 当該納品物が契約 の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内 に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次 の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。 なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。

(紛争等の解決方法)

- 第28条 本契約条項又は本契約に定めのない事項もしくは契約条項の解釈について紛争 又は疑義が生じたときは、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島簡易裁判所 又は広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第29条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第7条、第13条第2項、同条第3項、第15条、第17条、第20条、第22条、第26条、第27条、第28条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(以下この頁余白)

調達物品一覧

番号	品名	商品名	品番	対応機種	単価 (税別)
1	トナーカートリッジ	リコートナーカートリッシ゛タイフ゜ 5	614605	RIFAX MLシリース	
2	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー ブラック C310H	308500		
3	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー シアン C310H	308501		
4	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー マゼンタ C310H	308502	IPSiO SP C342/C341	
5	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー イエロー C310H	308503		
6	廃トナーボトル	IPSiO SP 廃トナーボトル C310	515284		
7	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー ブラック C710	515292		
8	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー シアン C710	515289		
9	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー マゼンタ C710	515290	IPSi0 SP - C710/C720 シリース゛	
10	トナーカートリッジ	IPSiO SP トナー イエロー C710	515291		
11	ドラムユニット	IPSiO SP ドラムユニット ブラック C710	515296		
12	ドラムユニット	IPSiO SP ドラムユニット カラー C710	515308		
13	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー フ゛ラック C740H	600584		
14	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー シアン C740H	600585		
15	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー マセンタ C740H	600586	IPSiO SP	
16	トナーカートリッジ	RICOH SP トナー イエロー C740H	600587	C740	
17	ドラムユニット	RICOH SP ドラムユニット ブラック C740	512767		
18	ドラムユニット	RICOH SP ドラムユニット カラー C740	512768		
19	トナーカートリッジ	RICOH SP \++-4500	600545	RICOH SP	
20	ドラムユニット	RICOH SP ドラムユニット4500	512560	4510SF	
21	トナーカートリッジ	IPSiO SP \++-8400	600652	IPSiO SP	
22	ドラムユニット	IPSiO SP ドラムユニット8400	513721	8400シリーズ	

納入場所一覧

請求区分	官署番号	官署名称	₹	所 在 地	電話番号
	1	広島労働局 総務部総務課	730-8538	広島市中区 上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	082-221-9241
	2	広島中央労働基準監督署	730-8528	広島市中区 上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階	082-221-2458
	3	呉労働基準監督署	737-0051	呉市中央3-9-15 呉地方合同庁舎5階	0823-22-0005
労働基準監督署	4	福山労働基準監督署	720-8503	福山市旭町1-7	084-916-3185
基準 監	5	三原労働基準監督署	723-0016	三原市宮沖2-13-20	0848-63-3939
督署	6	尾道労働基準監督署	722-0002	尾道市古浜町27-13	0848-22-4158
	7	三次労働基準監督署	728-0013	三次市十日市東1-9-9	0824-62-2104
	8	広島北労働基準監督署	731-0223	広島市安佐北区 可部南3-3-28	082-812-2115
	9	廿日市労働基準監督署	738-0024	廿日市市新宮1-15-40	0829-32-1155
	10	広島労働局 職業安定部	730-0013	広島市中区 八丁堀 5 - 7 広島KSビル4階	082-502-7831
	11	広島公共職業安定所	730-8513	広島市中区 上八丁堀8-2 広島清水ビル4階	082-223-8609 部門コート*51#
	12	広島西条公共職業安定所	739-0041	東広島市西条町寺家 6479-1	082-422-8609
	13	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	725-0026	竹原市中央 5 - 2 - 1 1	0846-22-8609
	14	呉公共職業安定所	737-8609	呉市西中央 1 - 5 - 2	0823-25-8609

	15	尾道公共職業安定所	722-0026	尾道市栗原西2-7-10	0848-23-8609
公	16	福山公共職業安定所	720-8609	福山市東桜町3-12	084-923-8609 部門コード51#
共職業	17	三原公共職業安定所	723-0004	三原市館町1-6-10	0848-64-8609
業安定	18	三次公共職業安定所	728-0013	三次市十日市東3-4-6	0824-62-8609
所	19	三次公共職業安定所 安芸高田出張所	731-0501	安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826-42-0605
	20	三次公共職業安定所 庄原出張所	727-0012	庄原市中本町1-20-1	0824-72-1197
	21	可部公共職業安定所	731-0223	広島市安佐北区 可部南3-3-36	082-815-8609
	22	府中公共職業安定所	726-0005	府中市府中町188-2	0847-43-8609
	23	広島東公共職業安定所	732-0051	広島市東区 光が丘13-7	082-264-8609 部門コート* 51#
	24	廿日市公共職業安定所	738-0033	廿日市市串戸4-9-32	0829-32-8609
	25	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	739-0614	大竹市白石1-18-16	0827-52-8609

発注及び履行期限

対象期間		発注期限	履行期限	
	4~6月分	令和7年4月4日(金)	令和7年5月30日(金)	
令和7年	7~9月分	令和7年6月30日(月)	令和7年8月29日(金)	
	10~12月分	令和7年9月30日(火)	令和7年11月28日(金)	
令和8年	1~3月分	令和7年12月26日(金)	令和8年2月27日 (金)	

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿

住 所 商号又名称 代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1. 再委託する契約件名
- 2. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 3. 委託する相手方の業務の範囲
- 4. 委託を行う合理的理由
- 5. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 6. 契約金額
- 7. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿

住 所 商号又名称 代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1. 再委託する契約件名
- 2. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 3. 変更後の事業者の業務の範囲
- 4. 変更する理由
- 5. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 6. 契約金額
- 7. その他必要と認められる事項

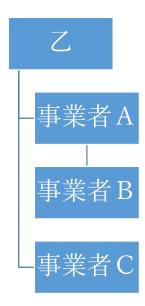
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額(乙が再委託する事業者のみ記載のこと。)
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇・・・	円	
В			



令和 年 月 日

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿

名称 代表者氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

- 1. 契約件名(契約締結日の日付番号も記載のこと。)
- 2. 変更の内容
- 3. 変更後の体制図

仕 様 書

令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)

広島労働局総務部総務課

1 調達物品

契約書別紙1のとおり。

2 納入場所

契約書別紙2のとおり。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)までとする。

- 4 発注及び履行期限について
- (1) 定期発注

発注は、原則として四半期ごとに行う(以下「定期発注」という。)。 定期発注における発注及び履行の期限は、契約書別紙3のとおり。

(2) 随時発注

上記(1)の定期発注以外にも必要が生じた都度、随時で発注できるものとし(以下「随時発注」という。)、この場合は発注した日から30日後(30日目が閉庁日の場合は、翌開庁日)を履行期限とする。

(3) その他

履行期限に関わらず、可能な限り速やかに納入すること。

また、当局及び納入場所担当者から早期の納入希望があった場合、可能な限り要望に応じられるよう配慮すること。

5 発注方法

定期発注・随時発注共に、発注内容を記載したデータ(書面)をメール又は郵送により送付する。

- 6 納入時の注意事項
- (1) 広島合同庁舎(広島市中区上八丁堀6-30)内の各官署に納入する際、トラック等の大型 車両を用いる場合は、搬入作業前日の12時までに、以下の項目を下記11に必ず報告すること。 当該報告を受けた後、車両の駐車場所を電話又はメールにより連絡するので、作業当日は指 定の場所に駐車すること。
 - ア 作業予定日時及び所要時間
 - イ 搬入業者の名称、連絡先
 - ウ 作業人数、作業責任者の名前
 - エ 搬入車両の種類、ナンバー、台数
 - オ 同一日時に広島合同庁舎内の他官庁でも搬入等の作業を予定している場合は、その官庁名
- (2) 遠距離等の理由により送付によって納入する場合は、納入日時の調整の連絡の際に送付となる旨を納入場所担当者に通知し、発送前に物品の検査を受け合格したことを確認した上で、下記7で指定する「納品書」を添付して送付すること。
- (3) 納品及び設置に当たっては、各納入場所担当者の指示に従い、必要に応じて床面、壁面やエレベーター等に養生を行い、建物等に損傷等がないようにすること。損害を与えた場合は、納品者の負担で原状復帰すること。

(4) 搬入時に生じる段ボール等の廃材は、持ち帰ること。

7 納品書

- (1)納品に当たっては、納入物品とともに「納品書」を上記2の納入場所ごとに交付し、検査を 受けること。
- (2) 納品書の様式は任意とするが、以下の内容を必ず記載すること。
 - ア 宛名「支出負担行為担当官 広島労働局総務部長」
 - イ 受注者の名称、所在地
 - ウ 案件名称「令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)」
 - 工 納品日
 - 才 納品場所
 - カ 納品品目及び数量
- 8 代金の請求及び支払い
- (1) 各納入場所において納入品の検査を受け合格した後、速やかに下記11に支払請求書を提出すること。

支払いは、適法な支払請求書の受理から30日以内に行う。

支払方法は、銀行振込のみである。

- (2) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。
 - ア 宛名「官署支出官 広島労働局長」
 - イ 請求者の名称、所在地
 - ウ 案件名称「令和7年度に使用するプリンタ等消耗品(リコー製品)の調達(単価契約)」
 - エ 請求金額及び内訳
 - オ 振込先の口座情報
- 9 再委託について
- (1) 当該業務の全部を第三者(子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に再委託することはできない。

ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には、当業務の一部を 再委託することができる。

(2) 当該業務の一部を再委託する場合は、契約書様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、 当局の承認を受けなければならない。

ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りでない。

(3) 再委託の相手方から、更に第三者に委託が行われる場合には、その旨を必ず報告し、履行体制の把握のために必要な提出書類について指示を仰ぐこと。

10 その他注意事項

- (1) 物品の納入までに要する全ての費用は、落札者の負担とする。
- (2) 別紙1に記載する「調達見込数」は、令和5年10月から令和6年9月までの発注実績等を 基に算出した年間発注見込数量であり、<u>契約締結後における実際の発注数量を約するものでは</u> ないため、留意すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、当局担当者の指示によること。 また、本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、その都度問い合わせること。
- (4) 落札者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- 11 問合せ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課

担当:会計第2係 山本

電話: 082-221-9241 Eメール: hir-kaikei2@mhlw. go. jp